

長野県告示第667号

平成24年10月5日成立した平成24年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

平成24年度長野県一般会計補正予算（第2号）

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金	94,687,536	322,617	95,010,153
10 財産収入	1,880,710	14	1,880,724
11 寄付金	58,295	229,434	287,729
12 繰入金	34,035,497	1,698,879	35,734,376
13 繰越金	197,728	1,542,330	1,740,058
14 諸収入	82,266,006	101,737	82,367,743
15 県債	128,267,000	1,914,000	130,181,000
歳入合計	845,012,034	5,809,011	850,821,045

(2) 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	34,810,783	181,376	34,992,159
3 民生費	109,775,978	615,234	110,391,212
4 衛生費	25,279,210	168,909	25,448,119
5 労働費	5,097,636	269,288	5,366,924
6 環境費	3,487,792	398,678	3,886,470
7 農林水産業費	40,358,893	692,034	41,050,927
8 商工費	78,923,188	59,041	78,982,229
9 土木費	102,433,430	2,979,300	105,412,730
10 警察費	44,695,257	251,709	44,946,966
11 教育費	197,688,293	93,742	197,782,035
14 諸支出金	53,825,823	99,700	53,925,523
歳出合計	845,012,034	5,809,011	850,821,045

2 繰越明許費

道路改築費ほか1件	金額	1,440,000千円
-----------	----	-------------

3 債務負担行為補正

地場産業活性化戦略支援事業ほか7件	限度額	419,898千円
-------------------	-----	-----------

4 地方債補正

並行在来線整備事業費ほか7件	限度額	1,914,000千円
----------------	-----	-------------

平成24年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出予算補正

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
4 諸収入	231,648	13,986	245,634
6 繰越金	—	495,616	495,616
歳入合計	12,061,010	509,602	12,570,612

(2) 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費	8,775,347	509,602	9,284,949
歳出合計	12,061,010	509,602	12,570,612

長野県告示第668号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）別表第2の6の(2)の規定により、平成24年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

農業生産振興整備事業補助金交付要綱（平成24年9月28日付け24農振第312号農政部長通知）の規定に基づく補助金

行政改革課

長野県告示第669号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
一般社団法人あまやどり	宅老所あまやどり	岡谷市長地鎮二丁目16番1号	平成24年7月28日

(2) 福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
株式会社米窪組	福祉環境事業部手のひら	塩尻市堀ノ内125	平成24年8月1日

(3) 特定福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
株式会社米窪組	福祉環境事業部手のひら	塩尻市堀ノ内125	平成24年8月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
株式会社福寿	介護支援ホットライン福寿	安曇野市豊科4995番地11コーポケルン201号	平成24年8月31日
一般社団法人あまやどり	宅老所あまやどり	岡谷市長地鎮二丁目16番1号	平成24年7月28日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
一般社団法人あまやどり	宅老所あまやどり	岡谷市長地鎮二丁目16番1号	平成24年7月28日

(2) 介護予防福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
株式会社米窪組	福祉環境事業部手のひら	塩尻市堀ノ内125	平成24年8月1日

(3) 特定介護予防福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
株式会社米窪組	福祉環境事業部手のひら	塩尻市堀ノ内125	平成24年8月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第670号

岡谷市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（道路台帳図デジタル化）

2 作業期間

平成24年7月17日から平成25年3月25日まで

3 作業地域

岡谷市

建設政策課

長野県告示第671号

下諏訪町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（数値撮影、数値地形図データ新規・更新）

2 作業期間

平成24年10月1日から平成25年3月29日まで

3 作業地域

諏訪郡下諏訪町

建設政策課

長野県飯田建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

長野県公安委員会告示第51号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）第9条第1項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項の診断を行う医師を次のとおり指定しました。

平成24年10月11日

長野県公安委員会委員長 榎山 宏

1 指定を受けた医師の氏名、勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

氏名	勤務する病院等		診断の対象者
	名称	所在地	
丸山 哲 弘	まるやまファミリーク リニック	飯田市大瀬木1106番地 2	法第5条第1項第3号の介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
埴原 秋児	国立大学法人信州大学 医学部附属病院	松本市旭3丁目1番1 号	

2 指定年月日

平成24年10月9日

3 指定期間

その関係図面は、告示の日から平成24年10月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年10月11日

長野県飯田建設事務所長 伊藤直喜

1 道路の種類 県道

2 路線名 松川大鹿線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡松川町生田3221番の103地先から 下伊那郡松川町生田3700番の19地先まで	旧	m 4.5~8.4	km 0.1600
同上	新	m 10.4~21.0	km 0.1600

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年10月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年10月11日

長野県飯田建設事務所長 伊藤直喜

1 路線名 松川大鹿線

2 供用を開始する区間

下伊那郡松川町生田3221番の103地先から

下伊那郡松川町生田3700番の19地先まで

3 供用を開始する期日 平成24年10月11日

道路管理課

長野県公安委員会告示第51号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）第9条第1項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項の診断を行う医師を次のとおり指定しました。

平成24年10月11日

長野県公安委員会委員長 榎山 宏

1 指定を受けた医師の氏名、勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

氏名	勤務する病院等		診断の対象者
	名称	所在地	
丸山 哲 弘	まるやまファミリーク リニック	飯田市大瀬木1106番地 2	法第5条第1項第3号の介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
埴原 秋児	国立大学法人信州大学 医学部附属病院	松本市旭3丁目1番1 号	

2 指定年月日

平成24年10月9日

3 指定期間

3年

生活環境課

長野県公安委員会告示第52号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）第9条第2項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の診断を行う医師を次のとおり指定しました。

平成24年10月11日

長野県公安委員会委員長 横山 宏

1 指定を受けた医師の氏名、勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

氏名	勤務する病院等		診断の対象者
	名称	所在地	
西丸甫夫	医療法人四方会西丸医院	中野市小田中213番地1	法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「政令」という。）第8条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
高橋丈夫	医療法人聖山会伊那神経科病院	伊那市荒井3831番地	
村田志保	長野県厚生農業協同組合連合会安曇総合病院	北安曇郡池田町大字池田3207番地1	
北原明彦	医療法人北原メンタルクリニック	長野市稻里町中央4丁目15番7号	法第5条第1項第3号の政令で定める病気（政令第8条第3号に掲げる病気に限る。）にかかっている者
丸山哲弘	まるやまファミリークリニック	飯田市大瀬木1106番地2	法第5条第1項第3号の介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
埴原秋児	国立大学法人信州大学医学部附属病院	松本市旭3丁目1番1号	

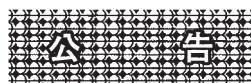
2 指定年月日

平成24年10月9日

3 指定期間

3年

生活環境課

**公告**

地方卸売市場等に関する条例（昭和46年長野県条例第55号）第13条の規定により、地方卸売市場における卸売の業務の廃止について次のとおり届出がありました。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部守一

卸売業者の名称	所在地	廃止年月日
株式会社丸花飯田花き園芸市場	飯田市松尾上溝3147番地2	平成24年6月18日

農業政策課農産物マーケティング室

公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習会を次のとおり開催する旨通知がありました。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部守一

1 講習会を開催する指定講習機関

長野県家畜商商業協同組合

2 開催日時

平成24年11月15日（木）から11月16日（金）

午前9時から午後5時まで

3 開催場所

長野市大字中御所字岡田30-9

長野県獣医師会館3階会議室

4 講習科目及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令について 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴について 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について 6時間

5 受講申込手続

(1) 提出書類

受講申込書（写真欄に写真を貼ってください。）（別記様式）

(2) 家畜商講習手数料

家畜商講習手数料（テキスト代及び受講料）8,000円は、講習会初日に会場受付で納付してください。